

評議員及び役員報酬並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人茨城新聞文化福祉事業団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、評議員及び役員報酬並びに費用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員には、第4条で定める報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬の額は、理事会、評議員会、監事監査及びこれに準ずる会議（以下「理事会等」という。）への出席時に日額報酬として1日当たり6,000円とする。ただし、同一日に2以上の理事会等に出席した場合は重複して支給しない。

2 評議員に対する報酬の額は、評議員会への出席時に日額報酬として1日当たり6,000円とする。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。

2 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する金融機関の口座振込の方法により支払うことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 この法人は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、これを請

求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払う。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人茨城新聞文化福祉事業団の設立の登記から施行する。